

第 2 期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）施策体系対比表

前期計画		変更点	後期計画	前期計画からの変更点
課題	1 子育ての負担感、不安の解消、孤立防止 2 発達に応じたきめ細かな成長支援 3 ニーズに応じた教育・保育施設の提供体制の確保 4 仕事と生活の両立に向けた支援の充実 5 家庭教育の重要性の認識 6 子育て支援にかかる積極的な情報提供	⇒ 本市の状況、前期計画の結果、アンケート結果を踏まえて修正 ⇒	課題 1 親子の健やかな育ちの支援 2 子どもの遊び場・居場所の確保・充実 3 保育環境の充実 4 家庭教育の重要性の認識 5 子どもの貧困への支援	
	基本理念	⇒ 第六次総合計画の将来都市像を設定 ⇒		
視点	1 社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり 2 家庭教育が重要		視点 1 社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり 2 家庭教育が重要	
基本方針・施策	基本方針 1 子どもの心身の健やかな成長を支える		基本方針 1 子どもの心身の健やかな成長を支える	
	1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実		1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実	
	(1) 家庭における教育・保育の充実		(1) 家庭における教育・保育の充実	
	(2) 教育・保育の一体的な提供の推進		(2) 教育・保育の一体的な提供の推進	
	(3) 教育・保育の質の向上		(3) 教育・保育の質の向上	
	1-2 学校教育の充実		1-2 学校教育の充実	
	(1) きめ細かな学習指導の充実	⇒ 「確かな学力の育成」に変更 (第六次多賀城市総合計画、総教育振興基本計画) ⇒	(1) 確かな学力の育成	
	(2) 特色ある教育の推進	⇒ (1)へ移動 ⇒	(2) 健やかな体の育成	
	(3) 健やかな心身の育成	⇒ 「健やかな体の育成」「豊かな心の育成」に変更 (第六次多賀城市総合計画、総教育振興基本計画) ⇒	(3) 豊かな心の育成	
	(4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進		(4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進	
	1-3 子どもの健全育成		1-3 子どもの健全育成	
	(1) 多様な体験・交流機会の充実		(1) 多様な体験・交流機会の充実	
	(2) 福祉教育の充実		(2) 福祉教育の充実	
	(3) 子どもの居場所づくり		(3) 子どもの居場所づくり	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、特別な配慮を必要とする児童の受入について追加
	(4) 思春期保健対策の推進		(4) 思春期保健対策の推進	
(5) 有害環境対策の推進		(5) 有害環境対策の推進		
(6) 食育の推進		(6) 食育の推進		
(7) 追加	⇒ (7)追加 ⇒	(7) 教育相談体制の充実	子どもたちが抱える問題を早期に発見し相談できる体制整備について追加	
1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実		1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実		
(1) 障害の早期発見・早期療育の促進		(1) 障害の早期発見・早期療育の促進		
(2) 一貫した相談支援体制の強化	⇒ 名称の変更 ⇒	(2) 切れ目のない相談支援体制の強化		
(3) 教育・保育施設及び学校における支援の充実		(3) 教育・保育施設及び学校における支援の充実		
(4) 障害福祉サービスの充実		(4) 障害福祉サービスの充実		
基本方針 2 子どもの安全・安心と人権を守る		基本方針 2 子どもの安全・安心と人権を守る		
2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実		2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実		
(1) 虐待予防対策の推進		(1) 虐待予防対策の推進		
(2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化		(2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき「子どもの家庭総合支援拠点」の設置について追加	
(3) 人権擁護対策の充実		(3) 人権擁護対策の充実		
(4) 相談体制の充実		(4) 相談体制の充実		
2-2 安全・安心対策の推進		2-2 安全・安心対策の推進		
(1) 防災対策の推進		(1) 防災対策の推進		
(2) 防犯対策の推進		(2) 防犯対策の推進	「登下校防犯プラン」に関わる内容を追加	
(3) 事故防止対策の推進	⇒ 名称に「交通」を追加 ⇒	(3) 交通事故防止対策の推進	「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に関わる内容を追加	
(4) 教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進		(4) 教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進		

前期計画	
基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる	
3-1 母子保健・医療体制の充実	
(1) 安全な妊娠・出産の支援	
(2) 相談支援体制の充実	
(3) 小児医療体制の充実	
3-2 地域における子育て支援の促進	
(1) 子育て支援・サークル活動の活性化	
(2) 相談・情報提供の充実	
3-3 ひとり親家庭への支援の充実	
(1) 子育てや生活支援	
(2) 経済的自立への支援	
3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備	
(1) 良質な生活環境の確保	
(2) 安全・安心なまちづくりの推進	
(3) 経済的支援等による子育て環境の整備	
基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す	
4-1 働き方の見直しの促進	
(1) 男性の子育て促進	
(2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進	
4-2 仕事と子育ての両立支援の充実	
(1) 保育サービスの充実	
(2) 多様な主体による子育て支援の充実	

変更点
⇒ 「妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援」に修正 ⇒
⇒ 「不妊に対する支援の充実」を追加 ⇒
⇒ 「地域とのつながり、交流の促進」に修正 ⇒
⇒ 3-1 (2) へ移動 ⇒
⇒ 名称修正 ⇒
⇒ 子どもの貧困対策計画を追加 ⇒

後期計画	前期計画からの変更点
基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる	
3-1 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援	
(1) 安全な妊娠・出産の支援	
(2) 相談支援体制の充実	子育て世代包括支援センターについて追加
(3) 小児医療体制の充実	
(4) 不妊に対する支援の充実	不妊治療への支援について追加
3-2 地域における子育て支援の促進	
(1) 地域とのつながり、交流の促進	
3-3 ひとり親家庭への支援の充実	
(1) 子育てや生活支援	
(2) 経済的自立への支援	
3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備	
(1) 良質な生活環境の確保	
(2) 安全・安心なまちづくりの推進	
(3) 経済的支援等による子育て環境の整備	幼児教育・保育無償化について追加
基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す	
4-1 働き方の見直しの促進	
(1) 男女がともに担う子育てへの支援	
(2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進	
4-2 仕事と子育ての両立支援の充実	
(1) 保育サービスの充実	
(2) 多様な主体による子育て支援の充実	
基本方針5 子どもの貧困対策の推進	
5-1 教育の支援	
5-2 生活の支援	
5-3 保護者に対する就労支援	
5-4 経済的支援	